

お客さま 各位

「手形・小切手の全面的な電子化」に向けた対応について
<手形・小切手の最終振出期限の設定等>

平素は格別のご愛顧を賜り厚く御礼申し上げます。

このたび、当金庫では政府・産業界・金融界が一丸となって取り組んでおります「手形・小切手の全面的な電子化」に向けた対応として、下記の取組みを行うことといたしましたのでお知らせいたします。

今後もお客さまに満足いただける金融サービスの向上に努めてまいりますので、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 実施内容

内 容	実施日
① 自己宛小切手の発行停止 2026年3月31日（火）をもって自己宛小切手（当金庫振出小切手）の発行を終了します。	2026年4月1日（水）
② 手形・小切手の最終振出期限の設定 手形・小切手の最終振出期限を2026年9月30日（水）とします。 実施日以降に振り出された当金庫の手形・小切手は決済されません。	2026年10月1日（木）
③ 他行を支払地とする手形・小切手の入金扱い受付停止 実施日以降、他行の手形・小切手の入金（手形割引を含む）受付を終了します。 注. 実施日以降は、他行（支払銀行）へのご呈示が必要となります。	2026年10月1日（木）

2. 手形・小切手に関する2026年度までのスケジュール

(1) 手形・小切手をお支払いに利用されているお客さま

	2026年度上半期	2026年度下半期
発 行	手形・小切手の発行不可（2026年4月～） ① 自己宛小切手の発行不可（2026年4月～）	
振 出		② 振出不可（2026年10月～）

(2) 手形・小切手をお受取り（手形割引を含む）されているお客さま

	支払地	2026年度上半期	2026年度下半期
入 金	他 行		③ 入金扱い不可（2026年10月～）
代金取立	当金庫 他 行	取立不可 （但し、2027年4月以降を期日とする手形・小切手に限る）	